

工場立地準則の緑地面積率及び環境施設面積率に関する規定の改正に係る関係市町村からの提案の受付について（案）

平成18年9月
経済産業省

1. 工場立地法第4条に規定する工場立地に関する準則（以下「工場立地準則」という。）において規定する緑地面積率及び環境施設面積率に関し、同法第4条の2に規定する地域準則（以下「地域準則」という。）が定められていない都道府県にある市町村（政令市を除く）より、地域限定で適用する面積率に関する提案を受け付けることとする。

当該提案については、産業構造審議会の意見を聴いて、2. (1)の区域及び手続きに関する要件を満たし妥当であると認められる場合に、工場立地準則を改正し、2. (2)の面積率の適用を可能とする。

2. 緑地面積率及び環境施設面積率の特例

(1)要件

①区域に関する要件

次の2つの区域について、区域がそれぞれの内容を満たすものであって、当該区域を有する市町村（政令市を除く）を包括する都道府県において「地域準則」が定められていないこと。

ア)工業団地及び工業集合地

都市計画法上の工業専用地域、工業地域及び準工業地域にある工業団地及び工業集合地（隣接する一団の土地を含む）であって、工場又は事業場の新增設に当たって、当該区域を一つの工場と見なした場合に、その内部に工場立地準則で定める全国一律の緑地面積率（20%以上）を満たす緑地が確保され、それが継続的に維持及び管理されることが確実であると認められること。

イ)周辺に樹林地が存在する区域

周辺に十分な樹林地が存在する区域であって、周辺の生活環境の状況等から見て、工場の生活環境に及ぼす影響の程度が緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準（以下「区域区分基準」という。）における第3種区域のものに相当し、当該樹林地が継続的に維持及び管理されることが確実であると認められること。

②手続きに関する要件

①の区域について、緑地面積率及び環境施設面積率の特例を適用しようとする市町村（政令市を除く）は、その適用に係る区域、緑地面積率及び

環境施設面積率に関する具体的な内容について、次に掲げる者と協議し、合意を得た上、提案としてとりまとめ、国に提出すること。

7) 特例の適用に係る区域の全部又は一部を包括する都道府県

イ) 上記の都道府県から協議先として指定された市町村がある場合には、その市町村

ロ) 特例の適用に係る区域が複数市町村にまたがる場合には、当該案の提示をしようとする市町村を除いたこれら全ての市町村

ハ) 特例の適用に係る区域に直接隣接する市町村が存在する場合には、その市町村

- ・ 区域が複数の市町村にまたがる場合は、当該複数の市町村の全部又は一部が共同で関係者と協議し、合意を得た上、提案することができる。

(2) 面積率

上記(1)の要件を満たすものである場合、次の面積率の適用を可能とする。

① 工業団地及び工業集合地

工業専用地域、工業地域及び準工業地域にある当該区域について、「区域区分基準」において、これらに係る区域の区分に応じ適用できるものとされている次の面積率を適用可能とする。

	工業専用地域・工業地域	準工業地域
緑地面積率	(10%以上 20%未満)以上	(15%以上 25%以下)以上
環境施設面積率	(15%以上 25%未満)以上	(20%以上 30%以下)以上

② 周辺に樹林地が存在する区域

周辺に樹林地が存在する区域について、「区域区分基準」において、第3種区域に対し適用できるものとされている次の面積率を適用可能とする。

緑地面積率 : (10%以上 20%未満)以上

環境施設面積率 : (15%以上 25%未満)以上

3. 提案書の提出等

(1) 提案書の提出

2. (1)②による国への提案は、次の提案書等を経済産業省に提出することにより行う。提案書等の受付は、予め、受付期間等を示したお知らせを経済産業省のホームページに掲載して行うが、第1回の提案の受付は、平成19年1月10日から同19日の間に行う。

①工場立地準則の緑地面積率及び環境施設面積率の特例に関する提案書

〈記載事項〉

- ア) 提案について協議し、合意を得た都道府県及び市町村の名
- イ) 提案、協議及び合意に関する経緯
- ウ) 区域に関する事項
 - ・ 特例を適用しようとする区域の種類（工業団地及び工業集合地、周辺に樹林地が存在する区域の別）、位置、面積及び用途（都市計画区域である場合はその地域、地区等の名称）
 - ・ 特例を適用しようとする区域全体に係る現在及び特例適用後の緑地の位置、面積、所有者、維持・管理の主体及びその費用負担等の方法
 - ・ 区域が工業団地及び工業集合地である場合は、工場立地法第4条第1項第3号による特例の適用の有無
 - ・ 区域が周辺に樹林地が存在する区域である場合は、その樹林地の位置、面積、所有者、維持・管理の主体及びその費用負担等の方法（将来にわたる計画を含む）、用途（都市計画区域である場合はその地域、地区等の名称）、当該区域及びその周辺の樹林地が住居及び商業等の生活の用に供される状況の有無・程度
- エ) 緑地及び環境施設に関する事項
 - ・ 特例により設定しようとする緑地面積率及び環境施設面積率
 - ・ 区域内の個々の工場及び事業場に係る現在の建築面積、敷地面積、緑地面積及び環境施設面積、緑地面積率及び環境施設面積率
- オ) 特例の要件を満たすと判断する理由
 - ・ 区域が工場団地及び工業集合地である場合は、2.(1)①ア)の要件を満たすと判断する理由
 - ・ 区域が周辺に樹林地が存在する区域である場合は、2.(1)①イ)の要件を満たすと判断する理由

②特例を適用しようとする区域及びその周辺の地図（都市計画地図等）、航空写真等、①に記載する事項を補足的に確認できる資料

③2.(1)②の手順に関する要件を満たすものとして、提案書について、提案を行う市町村が関係する都道府県及び市町村と協議を行い、合意を得ていることを証する資料

(2)工場立地に関する準則の改正

国は、提出された提案書の内容について、産業構造審議会の意見を聴いて、当該案が2.(1)の要件を満たし妥当であると認められる場合、速やかにその実施に必要な工場立地に関する準則の改正を行い、公表する。

産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会は、提案書に関する審議に際し、必要に応じ、提案書を提出した市町村に関係者の出席を求めることがある。